

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定に係る答申骨子(案)

資料2

1 総則	
目的	地球温暖化対策は、喫緊の課題であることから、市民、事業者、環境保全活動団体、市という多様な主体がそれぞれの役割と責任に応じて、さらには協働してCO2削減に取り組むあわせて、川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進、環境技術による国際貢献の推進など、地球規模での温暖化対策を推進こうした取組を通じて、環境と経済の調和と好循環の促進による低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ
各主体の責務など	市民、事業者、環境保全活動団体、市等の責務規定をおく。具体的には次のイメージ。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民：温室効果ガスの排出の抑制など ・事業者：温室効果ガスの排出の抑制、地球温暖化対策に資する製品・技術開発 など ・環境保全活動団体：地球温暖化対策に係る理解の促進、参加及び協働の推進など ・市：総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定・実施、地球温暖化対策に資する製品・技術開発の支援など
協働による施策推進など	市民、事業者、環境保全活動団体、市等が協働しながら、地球温暖化対策を推進する。
2 地球温暖化対策に係る施策等	
温暖化対策に係る計画策定など	市長は、計画期間、計画目標、必要な措置等を定めた計画を策定 計画策定のプロセスや、進捗管理の方法 具体的な措置の内容として、例えば地球温暖化対策推進法では、次の事項を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者又は市民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進 ・再生可能エネルギーの利用の促進 ・公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進 など地域の環境整備 ・廃棄物の発生の抑制の促進その他循環型社会の推進に関する事項 あわせて、地球温暖化対策推進法では、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出抑制に関係のある施策は、当該施策の目的達成との調和を図りつつ、連携して排出抑制が行われるよう配慮すると規定
事業活動に関する地球温暖化対策	地球温暖化対策計画書・報告書制度 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の事業者(原油換算で1500kl以上の燃料を使用するものを想定)は、工場等の個表を含む事業者全体の計画書を作成し、市長に提出(神奈川県条例を適用除外とする上で、100台以上の自動車を使用する事業者を対象とすることについて、調整が必要) ・計画に基づく取組や温室効果ガスの排出状況を、毎年度、市長に報告 ・市長は、提出された計画書及び報告書の概要及び評価を公表 ・一定規模以上の事業者以外の事業者も計画書・報告書を提出することができる 計画書・報告書の中では、地球規模での温室効果ガス削減に寄与している製品や技術とともに、温室効果ガス削減に直接寄与する市域外で取組、再生可能エネルギーの導入、環境技術を通じた国際貢献などを盛り込む。 計画書・報告書制度の創設に当たっては、神奈川県条例が適用除外となるよう、内容などの調整を図り、手続きの重複を回避する。また、当該計画書・報告書に盛り込むべき事項は、施策運営上最低限なものとする。 計画書における目標については、温室効果ガスの総排出量、又は原単位から選択可能なものとする。 情報公開条例の規定を踏まえながら、企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては非開示とする
	地球温暖化対策に資する製品・技術等 <ul style="list-style-type: none"> ・製品の製造や技術開発等を行う事業者は、地球規模での温室効果ガスの削減に寄与するよう、その排出のより少ない製品や技術の開発、その排出の抑制に寄与する製品や技術の開発を行う。 ・市は、必要に応じて、事業者の行う温室効果ガスの排出のより少ない製品や技術の開発等を支援する。
建築行為等における地球温暖化対策	建築物等に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、建築物を新築し、増築し、又は改築しようとする者若しくは開発行為を行う者は、建築物に係る省エネルギー、資源の適正利用その他の必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの導入に努める。 建築士事務所の開設者等は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を建築主と締結しようとするときは、当該契約に係る建築物に係る省エネルギー性能や再生可能エネルギーの導入に係る情報を提供するよう努める。

運輸部門における地球温暖化対策	<p>公共交通機関の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、公共交通機関の利便性の向上に努める。 事業者及び市民は、温室効果ガスの発生により少ない公共交通機関の利用等に努める。 <p>エコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の運転等を行う者は、温室効果ガスの排出量のより少ない運転方法の実施等に努める。 温室効果ガスの排出量の少ない自動車等の使用 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、より温室効果ガスの排出量の少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努める。
緑の保全及び緑化の推進	<p>市は、計画的かつ総合的に、緑の保全及び緑化の推進に関する必要な施策を行う。</p> <p>市、市民、事業者、環境保全活動団体等は、協働して、緑の保全及び緑化の推進に努める。</p>
廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成	<p>温室効果ガスの排出の抑制を図るため、市民及び事業者は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用などに努める。</p>
環境技術等による国際貢献	<p>環境技術による国際貢献の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた環境技術や省エネルギー技術を有する事業者等は、こうした事業活動を通じて、国際貢献を推進するよう努める。 市は、事業者や環境保全活動団体等と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進する。
広域連携の推進	<p>市は、他自治体と連携しながら、地球温暖化対策を推進する。</p>
3 組織整備	
地球温暖化対策に係る組織整備	<p>必要に応じて、地方公共団体実行計画協議会を設置する</p> <p>地域地球温暖化防止活動推進センターを指定(今後指定を検討)し、必要に応じて支援を実施</p> <p>地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、必要に応じて支援を実施</p> <p>地球温暖化対策地域協議会について、必要に応じて支援を実施</p>
4 雑則	
エネルギー供給事業者による情報提供	<p>市域内にエネルギーを供給している事業者は、その事業に係る資料を市長に提出する。</p>
その他	<p>条例の見直し</p> <p>報告の徴収 など</p>